

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年4月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400448号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500002号

第1 結論

昭和62年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年*月から平成3年3月まで

昭和62年*月当時、私は大学生だったので、私の母がA市(現在は、B市)の市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。請求期間の国民年金保険料も母が毎年定期的に納付してくれたと思う。しかしながら、請求期間の保険料納付記録がないので、調査の上、納付済の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母が昭和62年*月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料も毎年定期的に納付してくれたと思う旨陳述している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われていたところ、請求者の国民年金番号「*」は、オンライン記録の資格処理日及び当該国民年金番号前後の被保険者の資格処理日により、平成3年7月頃にA市で払い出されたものと推認され、当該払出時点において、20歳到達時(昭和62年*月*日)まで遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、昭和62年*月に国民年金加入手続が行われたとする請求者の主張と相違する。

また、前述の国民年金番号の払出時点(平成3年7月)より前は、請求者の国民年金加入手続は行われていないため、国民年金保険料を納付できない上、当該払出時点で、請求期間のうち、昭和62年*月から平成元年5月までの保険料は時効により納付することができず、同年6月から平成3年3月までの保険料は過年度納付(年度を越えて後から遡って納付)することは可能であるが、請求者及び請求者の母は、請求期間の保険料を過年度納付した旨の陳述はしていない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を現年度納付(各年度内に納付)するためには、請求者

に別の国民年金番号が払い出されている必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して、別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、B市は、請求期間当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答及び陳述している上、同市の現行の国民年金システムによると、請求者の請求期間は国民年金の加入期間となっていないことから、請求期間当時の国民年金の加入及び保険料納付の状況について確認することができない。

なお、オンライン記録によると、平成4年9月22日（処理年月日）に、請求者の国民年金の資格取得日は、昭和62年*月*日から平成3年4月1日に変更され、請求期間（昭和62年*月から平成3年3月まで）は未加入期間となっているところ、日本年金機構及びC市（変更処理時点の請求者の住所地）は、変更処理の理由は不明である旨回答しているものの、変更処理の時点（平成4年9月22日）で、請求期間に国民年金保険料の納付記録があった場合、保険料を請求者に還付する必要があるが、オンライン記録には還付記録がないことについて、日本年金機構は、請求期間に係る保険料納付記録がなかったことによるものである旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。